

介護予防支援・第1号介護予防支援事業 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1)電話番号: 03(5824)5626

(2)受付時間:営業日の午前9時00分 から 午後5時00分

※ ご不明な点がございましたら、何でもご相談ください。

2 事業所の概要

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

名 称	ほうらい地域包括支援センター
所 在 地	台東区清川2丁目14番7号
事業所指定番号	介護予防支援事業(台東区指定第1300600077号)
サービスを提供する対象地域 ※	台東区で、次の地域にお住まいの方 清川 橋場 今戸 東浅草

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉士	1名		1名
介護予防 支援等 担当職員	保健師(又は看護師) 社会福祉士 主任介護支援専門員 介護支援専門員	各1名以上		5名以上

※()は兼務の人数

(3) 営業時間

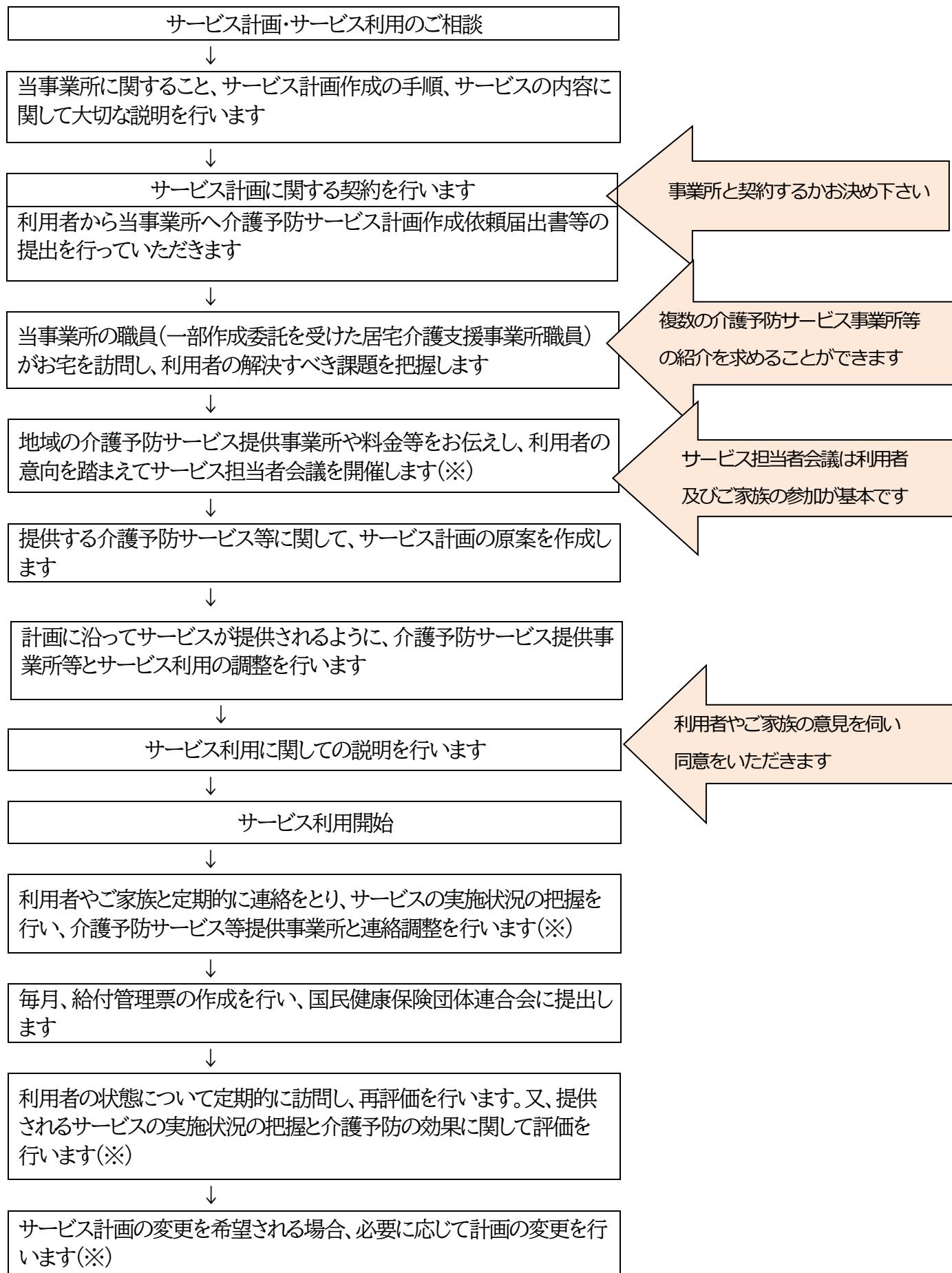
月～土曜日	午前9時～午後5時
日・祭日	休業

*12月29日～翌1月3日は休業とさせていただきます。

3 サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託する場合があります。その場合は、委託先の事業者名及び担当者の氏名、連絡先等をお知らせします。

4 介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5 ご利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方や第1号介護予防支援事業の対象とみなされた方は、介護保険から全額給付されるので、介護予防支援等についての自己負担はありません。

* 介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日台東区の窓口に提出しますと、払戻等を受けられます。

○ 介護予防支援

	令和6年4月1日から
基本料金(1月あたり)	5,038円
加算料金(初回のみ)	3,420円
委託連携加算(連携時のみ)	3,420円

○ 第1号介護予防支援事業

・介護予防ケアマネジメントI

	令和6年4月1日から
基本料金(1月あたり)	5,038円
加算料金(初回のみ)	3,420円
委託連携加算(連携時のみ)	3,420円

・介護予防ケアマネジメントII

	令和6年4月1日から
基本料金(1月あたり)	4,035円
加算料金(初回のみ)	3,420円
委託連携加算(連携時のみ)	3,420円

・介護予防ケアマネジメントIII

	令和6年4月1日から
基本料金(1月あたり)	3,636円
委託連携加算(連携時のみ)	3,420円

※ 担当職員が、利用者の支援の為、台東区外に訪問する場合等、交通費の実費を頂きます。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。ほうらい地域包括支援センターの職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの一時中止

利用者のご都合等でサービス利用を一時的に中止する場合は、決まった時点でお問い合わせ下さい。

また、病院等に入院される場合は、主治医及び担当看護師に地域包括支援センターの担当職員の名前及び連絡先をお伝え下さい。

(3)サービスの終了

①利用者のご都合等でサービスを終了する場合
文書でお申し出ください。いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者の要介護認定が、要介護と認定されるなど、介護予防支援等の対象者でなくなった場合
- ・利用者が台東区外へ転出した場合や死亡した場合など介護予防支援等の対象者でなくなった場合

7 虐待防止

事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- (2)虐待防止のための指針の整備
- (3)虐待防止のための研修会を定期的に実施
- (4)虐待防止責任者の設置

8 個人情報の取扱いについて

(1)作成した介護予防サービス計画は、利用者の主治の医師に交付する場合があります。

(2)介護予防サービス事業所から、利用者の服薬状況や口腔機能、その他心身又は生活の状況に係る情報があった場合、利用者の同意を得た上で、主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に情報を提供させていただく場合があります。

(3)利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合や必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求める必要があります。

9 サービス内容に関する苦情の窓口

(1)当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援等に関するご相談、苦情及びサービス計画等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情担当 担当者 木下 明

電話 03(5824)5626

ファックス 03(5824)5631

(2)その他の相談窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①台東区役所福祉部介護保険課 事業者担当

電話 03(5246)1244

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分

②台東区役所福祉部高齢福祉課 介護予防担当

電話 03(5246)1295

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分

③東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話 03(6238)0177
受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時00分～17時00分

10 当事業所の概要

名称 社会福祉法人清峰会 福祉プラザ台東清峰会
理事長 内山 重浩

実施事業

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1ヶ所
短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)	1ヶ所
介護予防短期入所生活介護(特別養護老人ホーム)	1ヶ所
通所介護(高齢者在宅サービスセンター・デイホーム)	1ヶ所
介護予防通所介護(高齢者在宅サービスセンター・デイホーム)	1ヶ所
認知症対応型通所介護(高齢者在宅サービスセンター)	1ヶ所
介護予防認知症対応型通所介護(高齢者在宅サービスセンター)	1ヶ所
地域包括支援センター(介護予防支援)	1ヶ所
子育てサポートセンター	1ヶ所
障害者支援施設	1ヶ所

11 その他

- (1)担当職員につきましては、「介護予防支援・第1号介護予防支援事業 契約書別紙」にて通知いたします。(担当職員が変更する場合についても通知いたします。)
(2)本内容に変更が生じた場合につきましては、書面にて通知いたします。

年　月　日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書、契約書別紙および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地 東京都台東区清川2丁目14番7号

名 称 ほうらい地域包括支援センター

説明者名

印

私は、契約書、契約書別紙および本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

(署名代行)

(利用者との関係)

代理人

住 所

氏 名

印

(利用者との関係)

